

施設使用料

(1) 淡路市立津名公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
3階 大会議室	1時間	1,250	200
小会議室	〃	410	100
2階 小会議室	〃	310	100
調理実習室	〃	620	100
技術室	〃	410	100
ロビー（各階単位）	〃	310	100
1階 ピロティ	〃	310	—

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとし、当該使用料計算の算定の基礎となる時間が1時間未満であるとき又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。以下同じ。
- 2 冷暖房設備を利用するときは、当該利用区分に係る使用料の額に当該利用区分に係る冷暖房設備使用料を加算した額とする。以下同じ。

(2) 淡路市立塩田公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
1階 和室	1時間	210	100
調理室	〃	620	100
会議室	〃	210	100
2階 和室	〃	410	200
講義室	〃	210	100

(3) 淡路市立志筑公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
1階 和室	1時間	410	100
多目的室	〃	210	100
事務室	〃	210	100
ふれあいサロン	〃	210	100
2階 会議室 1	〃	210	100
会議室 2	〃	210	100

パソコン教室	〃	210	100
多目的室 1	〃	410	100
多目的室 2	〃	210	100

備考 2階会議室 1 及び会議室 2 の 2 室を 1 室として同時に利用する場合の使用料又は冷暖房設備使用料は、当該利用区分に係る使用料の額をそれぞれ加算した額とする。

(4) 淡路市立中田公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
調理室	1 時間	620	100
会議室	〃	210	100
和室	〃	410	200

(5) 淡路市立生穂公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
1 階 和室	1 時間	210	100
多目的室	〃	210	100
ロビー	〃	310	—
2 階 和室	〃	410	200
調理室	〃	620	100

(6) 淡路市立大町公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
1 階 調理室	1 時間	620	100
和室	〃	210	100
洋室	〃	210	100
ロビー	〃	310	—
2 階 和室	〃	410	200

(7) 淡路市立長沢公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
1 階 和室	1 時間	210	100
調理室	〃	620	100
研修室	〃	210	100
2 階 和室	〃	410	100

(8) 淡路市立東浦公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
2階 サークル活動室 1	1 時間	410	100
サークル活動室 2 大	"	410	100
サークル活動室 2 小	"	310	100
サークル活動室 3	"	410	100
会議室 2	"	310	100
会議室 3	"	310	100
会議室 4	"	310	100
多目的室	"	520	100
西庁舎 2 階 大研修室	"	410	100
小研修室	"	310	100
資料室	"	310	100
栄養指導室	"	410	100
調理実習室	"	620	100

備考 2階サークル活動室2大及びサークル活動室2小の2室を1室として同時に利用する場合又は西庁舎2階大研修室及び小研修室の2室を1室として同時に利用する場合の使用料又は冷暖房設備使用料は、当該利用区分に係る使用料の額をそれぞれ加算した額とする。

(9) 淡路市立北淡公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
1階 会議室 1	1 時間	310	100
会議室 2	"	310	100
市民ギャラリー	"	310	200
2階 会議室 3	"	410	100
会議室 4	"	410	100
会議室 5	"	410	100
会議室 6	"	310	100
和室	"	410	100
調理実習室	"	620	100
ロビー	"	310	100

備考 1階会議室1及び会議室2の2室を1室として同時に利用する場合又は2階会議室3、会議室4、会議室5若しくは会議室6の2以上の室を1室として同時に利用する場合の使用料又は冷暖房設備使用料は、当該利用区分に係る使用料の額をそれぞれ加算した額とする。

(10) 淡路市立仁井公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
1階 相談室	1時間	210	100
調理室	"	620	100
2階 講義室	"	210	100
集会室	"	410	200

(11) 淡路市立育波公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
1階 和室	1時間	210	100
会議室	"	210	100
調理室	"	620	—
交流サロン室	"	210	100
2階 大集会場	"	1,570	200

(12) 淡路市立一宮公民館

区分	単位	使用料	冷暖房設備使用料
		円	円
3階 多目的ホール大	1時間	410	200
多目的ホール小	"	310	100
学習室	"	310	100
郷土資料室	"	310	100
2階 会議室	"	310	100
和室	"	310	100
調理室	"	620	100

備考 3階多目的ホール大及び多目的ホール小の2室を1室として同時に利用する場合の使用料又は冷暖房設備使用料は、当該利用区分に係る使用料の額をそれぞれ加算した額とする。

(13) 淡路市立岩屋公民館

区分		単位	使用料	冷暖房設備使用料
			円	円
1階	健康教育室	1時間	410	100
	健診室(1)	"	410	100
	健診室(2)	"	410	100
	ボランティアルーム	"	310	100
2階	調理実習室	"	620	100
	多目的ラウンジ	"	410	200
	ケアプランナーセンター	"	310	100
会議室	第1	"	410	100
	第2	"	410	100
	第3	"	410	100
	第4	"	310	100
3階	運動指導室	"	520	200

備考

- 1 使用料算定の基礎となる利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 冷暖房設備を利用するときは、当該利用区分に係る使用料の額に当該利用区分に係る冷暖房設備使用料を加算した額とする。
- 3 健康教育室、健診室(1)又は健診室(2)を2以上の会議室を同時に1室として利用する場合における使用料は、当該利用区分に係る使用料の額を加算した額とし、冷暖房設備使用料にあつては、当該利用区分の規定にかかわらず、1時間につき200円の額とする。
- 4 会議室第1、第2又は第3を2以上の会議室を同時に1室として利用する場合における使用料は、当該利用区分に係る使用料の額を加算した額とし、冷暖房設備使用料にあつては、当該利用区分の規定にかかわらず、1時間につき200円の額とする。